

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会  
の運営について（案）

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会（以下「懇談会」という。）の運営については、以下のとおりとする。

1. 懇談会は、原則として非公開とし、配布資料及び議事要旨を、会議終了後、速やかに公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとするができる。
2. このほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。